

# 離島等供給特例承認申請書

2023年5月23日

中国電力ネットワーク株式会社

# 離島等供給特例承認申請書

企 託 サ 第 5 号

2023 年 5 月 23 日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

## 別 紙

### 離島等供給約款以外の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2023年5月19日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2023年2月24日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2023年6月1日から2023年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

#### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）(1)ハもしくは(2)口、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）(2)口、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）(3)イ、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは(3)ニ(イ)、離島約款〔低圧用〕27（深夜電力）(1)ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(2)ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）(5)、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）(1)ホもしくは(2)ホ、離島約款〔低圧用〕19（電灯ピークシフトプラン）(5)、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）(3)口、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）(3)ハ、離島約款〔低圧用〕22（低圧高負荷契約）(5)、離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）(5)、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）(3)口、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）(1)ハ、(2)ロ(ロ)もしくは(3)ニ(ロ)、離島約

款〔低圧用〕26（低圧季節別時間帯別電力）（4）、離島約款〔低圧用〕27（深夜電力）（2）ニ、離島約款〔低圧用〕28（第2深夜電力）（4）、離島約款〔低圧用〕29（融雪用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕15（業務用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕16（業務用TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕17（業務用高負荷率電力）（5）、離島約款〔高圧用〕18（業務用高負荷率TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕19（業務用ウィークエンド）（6）、離島約款〔高圧用〕20（高圧電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕21（高圧TOU）（1）ヘもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕22（高圧高負荷率電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕23（高圧高負荷率TOU）（1）ヘもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕24（高圧ウィークエンド）（1）ヘもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕25（臨時電力）（4）、離島約款〔高圧用〕26（農事用電力）（3）、離島約款〔高圧用〕27（自家発補給電力）（1）ハもしくは（2）ハもしくは離島約款〔高圧用〕28（予備電力）（3）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

#### 4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（1）ニ、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）（1）ハもしくは（2）ロ、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）（2）ロ、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）（3）イ、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）（2）ロ（イ）もしくは（3）ニ（イ）、離島約款〔低圧用〕27（深夜電力）（1）ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（2）ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（5）、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）（1）ホもしくは（2）ホ、離島約款〔低圧用〕19（電灯ピークシフトプラン）（5）、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）（3）ロ、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）（3）ハ、離島約款〔低圧用〕22（高圧高負荷契約）（5）、離島約款〔低圧用〕23（高圧電力）（5）、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）（3）ロ、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）（1）ハ、（2）ロ（ロ）もしくは（3）ニ（ロ）、離島約款〔低圧用〕26（低圧季節別時間帯別電力）（4）、離島約款〔低圧用〕27（深夜電力）（2）ニ、離島約款〔低圧用〕28（第2深夜電力）（4）、離島約款〔低圧用〕29（融雪用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕15（業務用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕16（業務用TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕17（業務用高負荷率電力）（5）、離島約款〔高圧用〕18（業務用高負荷率TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕19（業務用ウィークエンド）（6）、離島約款〔高圧用〕20（高圧電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕21（高圧TOU）（1）ヘもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕22（高圧高負荷率電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕23（高圧高負荷率TOU）（1）ヘもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕24（高圧ウィークエンド）（1）ヘもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕25（臨時電力）（4）、離島約款〔高圧用〕26（農事用電力）（3）、離島約款〔高圧用〕27（自家発補給電力）（1）ハもしくは（2）ハもしくは離島約款〔高圧用〕28（予備電力）（3）の電力量料金は、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（イ）aからcまたは別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（ロ）aからcにより算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）

(2) ロ(イ) d または別表1 (燃料費調整額の算定) (2) ロ(ロ) d により算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 5 その他

- (1) 本供給条件の実施にともない、離島等供給約款以外の供給条件 (2023年3月28日承認) は廃止いたします。
- (2) その他の事項については、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定めるところによるものといたします。

## 別 表

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

#### イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0406$

$\beta = 0.0992$

$\gamma = 1.1994$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0406$

$\beta = 0.0982$

$\gamma = 1.2015$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

## (2) 燃料費調整単価

### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 低压で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低压電力、臨時電力および農事用電力

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、120,500円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が120,500円を上回る場合

平均燃料価格は、120,500円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,500 \text{ 円} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

b 低压で供給を受ける場合で、時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低压高負荷契約、低压季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力および融雪用電力

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

c 高圧で供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (75,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 75,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、c およびd の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年1月1日から 2023年3月31日までの期間	2023年6月1日から 2023年6月の検針日の前日までの期間
2023年2月1日から 2023年4月30日までの期間	2023年6月の検針日から 2023年7月の検針日の前日までの期間
2023年3月1日から 2023年5月31日までの期間	2023年7月の検針日から 2023年8月の検針日の前日までの期間
2023年4月1日から 2023年6月30日までの期間	2023年8月の検針日から 2023年9月の検針日の前日までの期間
2023年5月1日から 2023年7月31日までの期間	2023年9月の検針日から 2023年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低压で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力B および農事用電力C で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、a にいう検針日は、応当日といたします。

c 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、d の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。

d 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

口 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

燃料費調整単価=基準燃料費調整単価+eに定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円の場合

燃料費調整単価=eに定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価=eに定める特別措置の燃料費調整単価-基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価=基準燃料費調整単価-eに定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2023年6月1日 から2023年9月 の検針日の前日 までの期間	2023年9月の 検針日から2023 年10月の検針日 の前日までの期間
電 灯	10 ワットまでの1灯につき	27 円 19 錢	13 円 59 錢
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1灯につき	54 円 38 錢	27 円 19 錢
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1灯につき	108 円 75 錢	54 円 38 錢
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1灯につき	163 円 13 錢	81 円 56 錢
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1灯につき	271 円 88 錢	135 円 94 錢
	100 ワットをこえる1灯につき 50 ワットまでごとに	135 円 94 錢	67 円 97 錢
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	81 円 21 錢	40 円 60 錢
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1機器につき	162 円 41 錢	81 円 21 錢
	100 ボルトアンペアをこえる 1機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	81 円 21 錢	40 円 60 錢

## ii 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2023年6月1日 から2023年9月 の検針日の前日 までの期間	2023年9月の 検針日から2023 年10月の検針日 の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	4円38銭	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	4円38銭	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	43円82銭	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合 1ボルトアンペアまでごとに	43円82銭	21円91銭

## iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年6月1日 から2023年9月 の検針日の前日 までの期間	2023年9月の 検針日から2023 年10月の検針日 の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	23円03銭	11円52銭

iv 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年6月1日 から2023年9月 の検針日の前日 までの期間	2023年9月の 検針日から2023 年10月の検針日 の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円51銭	5円76銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	23円02銭	11円51銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	46円05銭	23円02銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	69円07銭	34円53銭
契約電力4キロワットの場合1日につき	92円09銭	46円05銭
契約電力5キロワットの場合1日につき	115円12銭	57円56銭

v 農事用電力C（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年6月1日 から2023年9月 の検針日の前日 までの期間	2023年9月の 検針日から2023 年10月の検針日 の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	82円89銭	41円45銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	41円45銭	20円73銭

vi 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2023年6月1日 から2023年9月 の検針日の前日 までの期間	2023年9月の 検針日から2023 年10月の検針日 の前日までの期間
1契約につき	700円00銭	350円00銭

(b) 従量制供給の場合

i 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2023年6月1日 から2023年9月 の検針日の前日 までの期間	2023年9月の 検針日から2023 年10月の検針日 の前日までの期間
最低料金	1契約につき 最初の15キロワット時まで	105円00銭	52円50銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時 につき	7円00銭	3円50銭

ii i 以外

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2023年6月1日 から2023年9月 の検針日の前日 までの期間	2023年9月の 検針日から2023 年10月の検針日 の前日までの期間
1キロワット時につき		7円00銭	3円50銭

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を下回る場合

燃料費調整単価=基準燃料費調整単価+eに定める特別措置の燃料費調整単価

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円の場合

燃料費調整単価=eに定める特別措置の燃料費調整単価

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価=eに定める特別措置の燃料費調整単価-基準燃料費調整単価

- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価=基準燃料費調整単価-eに定める特別措置の燃料費調整単価

- e 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年6月1日 から2023年9月 の検針日の前日 までの期間	2023年9月の 検針日から2023 年10月の検針日 の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力B、農事用電力Cおよび深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

### (1) 定額制供給の場合

#### イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	82 錢 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 64 錢 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 29 錢 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 94 錢 8 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	8 円 24 錢 6 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき	4 円 12 錢 3 厘
	50 ワットまでごとに	
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 46 錢 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ	4 円 92 錢 6 厘
	100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき	2 円 46 錢 3 厘
	50 ボルトアンペアまでごとに	

#### ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 月につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 錢 6 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	13 錢 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合	13 錢 3 厘
100 ボルトアンペアまでごとに	
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 32 錢 9 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 32 錢 9 厘
1 ボルトアンペアまでごとに	

#### ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円39銭7厘
-----------------	---------

#### ニ 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日 につき	34銭 9厘	69銭 9厘	1円39銭 7厘	2円09銭 4厘	2円79銭 3厘	3円49銭 1厘

#### ホ 農事用電力C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円51銭5厘
-----------------	---------

#### ヘ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	21円23銭0厘
--------	----------

### （2）従量制供給の場合

#### イ 低圧で供給を受ける場合で、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき 最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘

ロ 低圧で供給を受ける場合で、イ以外  
基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	21 錢 2 厘
-------------	----------

ハ 高圧で供給を受ける場合  
基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	20 錢 5 厘
-------------	----------

### 3 燃料費調整単価等の掲示

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

以上

# 電気事業法施行規則第32条の 規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

# 1 離島等供給約款以外の供給条件による 離島等供給を必要とする理由

## 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受け、公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客様の負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される2023年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、2023年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置の実施について2022年12月16日に承認を受けました。

その後、2023年4月1日から離島等供給約款を変更するにあたり、変更後の離島等供給約款における本激変緩和措置の実施について2023年3月28日に承認を受けました。

このたび、2023年6月1日から離島等供給約款を変更するにあたり、変更後の離島等供給約款においても、引き続き、本激変緩和措置を2023年10月分まで継続するため、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以上

## 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

○従量制供給の場合

		2023年 6月1日～9月分	2023年 10月分
		(a)	(b)
1キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2023年 6月1日～9月分 (※2)	2023年 10月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	27円19銭	13円59銭
		10W超過20Wまで	1灯	7.768	54円38銭	27円19銭
		20W超過40Wまで	1灯	15.536	108円75銭	54円38銭
		40W超過60Wまで	1灯	23.304	163円13銭	81円56銭
		60W超過100Wまで	1灯	38.840	271円88銭	135円94銭
		100W超過 50Wまでごとに	1灯	19.420	135円94銭	67円97銭
	小型 機器	50VAまで	1機器	11.601	81円21銭	40円60銭
		50VA超過100VAまで	1機器	23.202	162円41銭	81円21銭
		100VA超過 50VAまでごとに	1機器	11.601	81円21銭	40円60銭
臨時電灯A		50VAまで1日につき	1契約	0.313	2円19銭	1円10銭
		50VA超過100VAまで 1日につき	1契約	0.626	4円38銭	2円19銭
		100VA超過500VAまで 100VAまでごとに 1日につき	1契約	0.626	4円38銭	2円19銭
		500VA超過1kVAまで 1日につき	1契約	6.260	43円82銭	21円91銭
		1kVA超過3kVAまで 1kVAまでごとに 1日につき	1契約	6.260	43円82銭	21円91銭

契約種別	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2023年 6月1日～9月分 (※2)	2023年 10月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電力	1 kW 1 日につき	1契約	6.579	46円05銭	23円03銭
	0.5kWの場合 1 日につき	1契約	—	23円03銭 (※3)	11円52銭 (※3)
農事用電力B (脱穀調整需要)	0.5kW 1 日につき	1契約	1.6445	11円51銭	5円76銭
	1 kW 1 日につき	1契約	3.289	23円02銭	11円51銭
	2 kW 1 日につき	1契約	6.578	46円05銭	23円02銭
	3 kW 1 日につき	1契約	9.867	69円07銭	34円53銭
	4 kW 1 日につき	1契約	13.156	92円09銭	46円05銭
	5 kW 1 日につき	1契約	16.445	115円12銭	57円56銭
農事用電力C (育苗・栽培需要)	1 kW 1 日につき	1契約	11.842	82円89銭	41円45銭
	0.5kWの場合 1 日につき	1契約	—	41円45銭 (※3)	20円73銭 (※3)
深夜電力A	1月につき	1契約	100.000	700円00銭	350円00銭
従量電灯A、 臨時電灯Bおよび 公衆街路灯B	最初の 15kWh まで	1契約	15.000	105円00銭	52円50銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以 上